

計画策定にあたって

前回の審議会意見も踏まえ、計画策定の趣旨を下記のとおり整理しました。

ご確認をお願いします。

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

総合計画は、土岐市の将来のまちの姿を市民と行政、市議会が共有し、実現を目指すための土岐市の最上位計画です。土岐市は、平成 28(2016)年度から令和7(2025)年度まで、第六次土岐市総合計画に基づき、市政を行ってきました。このたび、第六次土岐市総合計画の計画期間が終了したことから、第七次土岐市総合計画を策定します。

本計画では、時代潮流や土岐市の現状、課題等を踏まえた上で、令和8(2026)年度からの 10 年間だけでなく、さらにその先を見据え、土岐市に住み、土岐市で働き、土岐市で学ぶ私たち、そして土岐市を訪れるすべての人々が幸せを実感できるまちづくりを進めていきます。

(2) 総合計画と総合戦略(デジタル田園都市国家構想総合戦略)

首都圏に人口が集中する一方で、地方で全国的に進む人口減少やまちの衰退を食い止めることを目的とし、国は、平成 26(2014)年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成 27(2015)年に第1期となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生を推進してきました。さらに、令和元(2019)年末に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和4(2022)年末にこれまでの総合戦略を抜本的に改定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力を活用し地方創生の取組を加速させていくこととしています。

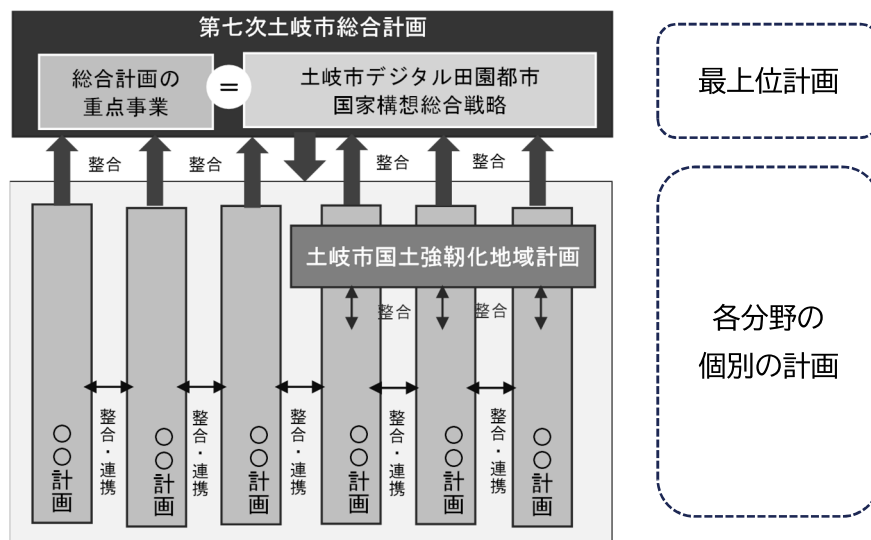
土岐市では、国の総合戦略に基づき、平成 27(2015)年に土岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、令和 2 年に第 2 期土岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、まち・ひと・しごと創生の取り組みを一体的に推進してきました。総合戦略は、まちの活性化と人口対策について重点的に土岐市が実施する施策で構成した計画であることに対し、総合計画は、土岐市が目指す指針や取組事業を総合的に網羅した計画です。2つの計画は重複する分野も多いことから、第七次土岐市総合計画においては、併せて策定することとし、土岐市デジタル田園都市国家構想総合戦略を第七次土岐市総合計画の重点事業と位置付けます。

2. 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

本計画は、土岐市総合計画策定条例に規定する「総合計画」であり、総合的かつ計画的な市政の運営のための市の最上位計画です。

また、総合計画の重点事業を、総合戦略として位置付けます。総合戦略を包含した総合計画に記載された内容を踏まえて、個別の分野の計画を策定します。



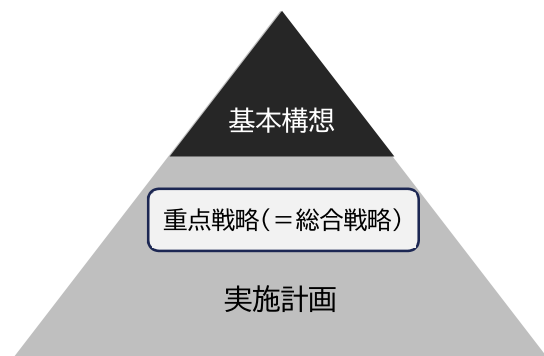
(2) 計画の構成

本計画は、市のまちづくりについての考え方や将来像、方向性を示す基本構想と、基本構想を達成するための具体的な施策を整理した実施計画の2部構成で作成します。

基本構想では、社会潮流や土岐市の現況、課題を踏まえ、土岐市が目指すべき将来像を示します。また、将来像を実現していくために目指す基本目標を示しています。

実施計画では、基本構想で定めた基本目標ごとの施策を具体的に示しています。

また、実施計画の中で、本計画の将来像を実現するために分野を横断して重点的に実施する事業を「重点戦略」として設定しています。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、基本構想を令和8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間とし、実施計画は、計画期間を3年とします。なお、基本構想との間にずれが生じないように毎年度事業の見直しを行います。

(年度)

